

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 農林漁業体験民宿業者の範囲の見直し

登録制度の対象である農林漁業体験民宿業の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体以外の者が農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合にも拡大すること。
(第二条第五項関係)

第二 農林漁業体験民宿業者の登録についての基準の法定化

農林漁業体験民宿業者は、利用者の生命又は身体に生じた損害をてん補する措置等の事項について農林水産省令で定める基準に従って営業を行おうとするときに、農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができるものとする。
(第十六条関係)

第三 農林漁業体験民宿業者の登録実施機関についての指定法人制度から登録制度への移行

一 農林水産大臣は、登録実施機関の登録を申請した者が、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に一定期間以上従事した経験を有する者が事務所ごとに二名以上であること等の登録基準のすべてに適合しているときは、登録実施機関の登録をしなければならないものとする。
(第二十条第一項関係)

二 登録実施機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととする。

（第二十一条関係）

三 登録実施の義務、登録実施機関の登録の取消し等に関し所要の規定の整備を行うこと。

（第二十二条から第三十条まで関係）

第四 その他

一 農林漁業体験民宿業団体に関する規定について所要の改正を行うこと。

（第三十四条及び第三十五条関係）

二 罰則に関し所要の改正を行うこと。

（第四十一条から第四十四条まで関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置等について定めることとする。

（附則第二条から第七条まで関係）